電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。

7　沖縄電力は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8～10　［略］

（届出料金に関する準用）

第三十六条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。次項において同じ。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

2　［略］

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8～10　［略］

（届出料金に関する準用）

第三十九条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第二十一条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。次項において同じ。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］

2　［略］

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第二十一条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第四項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十六条第二号及び第三号	算定した額	第六条第一項及び第六項、第十一条第一項、第十三条第一項並びに第十四条第一項	期間原価等項目
	算定した変動額		変分期間原価等項目
［略］	［略］	［略］	［略］
第六条第一項から第四項まで、同条第六項、第七条、第八条第一項、第十三条第一項並びに第十四条第一項	基礎原価等項目		
	変分基礎原価等項目		

［略］	［略］	［略］	［略］
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第四項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十九条第二号	算定した額	第六条第一項及び第六項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条第一項	期間原価等項目
	算定した変動額		変分期間原価等項目
［略］	［略］	［略］	［略］
第六条第一項から第四項まで、同条第六項、第七条、第八条第一項、第十六条第一項並びに第十七条第一項	基礎原価等項目		
	変分基礎原価等項目		